

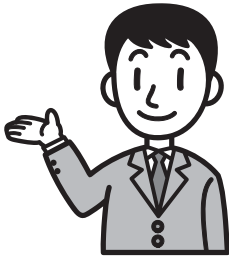
みんなできえあう

# 国民健康保険



**国保の届け出は  
14日以内に  
行いましょう**

国保への加入の届け出が遅れると、保険税をさかのぼって納めていただくこととなります。また、脱退の届け出をされるまで、職場の保険料と二重に納めていただくことになるなど、負担も大きくなります。さらに、この間に資格のない保険証を誤って提示し、医療機関で受診されると、医療費を返還しなければならなくなります。国保の届出は14日以内に忘れずに行いましょう。



	こんなとき	手続きに必要なもの
な 国 保 の 被 保 険 者 に き	他の市町村から転入してきたとき	印鑑・転出証明書
	職場の健康保険の被保険者でなくなったとき	印鑑・退職（職場の健康保険の資格を喪失）したことがわかる証明書など
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑・被扶養者からはずれたことがわかる証明書など
	子どもが生まれたとき	印鑑・母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑・保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書
な 国 保 の 被 保 険 者 と な る 時 で	他の市区町村へ転出するとき	印鑑・被保険者証
	職場の健康保険の被保険者になったとき	印鑑・国保と職場の健康保険の被保険者証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑・保護開始決定通知書・被保険者証
	死亡したとき	印鑑・死亡を証明するもの・被保険者証
外国籍の人が脱退するとき	外国人登録証明書・被保険者証	
そ の 他	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	印鑑・被保険者証
	修学のため、子どもが他の市町村に居住するとき	印鑑・被保険者証・在学証明書
	被保険者証をなくしてしまったとき	印鑑・身分を証明するもの（免許証など）

70〜74歳の方へ

**医療機関での  
窓口負担の軽減が  
継続されます**

70〜74歳の方が医療機関で治療を受けたときにお支払いいただく窓口負担について、次のとおりになりましたので、その内容をお知らせします。

窓口負担が1割の方は、4月から2割負担に引き上げられる予定でしたが、4月以降も医療機関での窓口負担が1割に据え置かれます。

なお、現在窓口負担が1割の方には、3月中に4月以降ご使用いただく高齢受給者証（うすだいたい色）を送付します（現役並み所得者と判定され、負担割合が3割の方は除きます）。

お医者さんや薬剤師さんと相談して、家計にやさしいジェネリック医薬品を選びましょう！



◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎②6571 有線⑤7784